

令和5年 第1回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年3月7日(火曜日)

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月7日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	百 田 輝 子
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員(1名)

12番	田 原 重 美
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊

税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は、令和4年度最後の一般質問であります。また、あと2か月もするとですね、新しい議員の皆さんでやるわけでございますけども、そういうことで、4年間の集大成として一般質問、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は議員申合せにより、質問時間は、答弁を含め1時間以内、質問回数は、3回目までとなっております。順番に発言を認めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） おはようございます。2番議員、男澤一夫です。

通告に従いまして、須恵町観光事業の今後の展望はということで質問いたします。

須恵町は、自然豊かな町で都市圏への交通の利便性が高く、人口も増加しています。住み続けたい町にするために、須恵町と言えはここと言えるような観光拠点が必要です。

第二次須恵町都市計画マスタープラン策定における地域ワークショップでは、皿山公園を生かした様々な提案がなされて、町民の関心の高さを感じます。つつじまつりやイルミネーション事業などのイベントで、町内外での認知度も高いと考えます。

眺望がよい皿山公園を観光資源として活用してはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

1つ、第六次総合計画実施計画の政策203、観光事業の活性化について進捗状況をお尋ねします。

2、今後の展望についてお尋ねします。

以上です。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） おはようございます。

それでは、観光事業の今後の展望はということで、総合計画の観光事業の進捗状況ということですが、皆様、御存じのとおり、コロナ禍により観光事業は大きく変化しております。国内、特に近隣での観光需要が増加し、遠方からの訪問客は一気に減少しております。

現在は、元に戻りつつありますが、今の変化の最中ある社会情勢にも柔軟に対応できることを念頭に、現在、観光資源の活用を再検証しているところでございます。

今後の展望について。

皿山公園をはじめとした町内の観光資源は一つ一つが大変すばらしいものがありながら、周遊しづらいため、これらを周遊しやすくすることを今後の検討課題としております。

また、景観改良や活用のための管理計画を策定する予定でございます。

今後は、町内各団体、町内企業、地域住民の皆様の声を頂く機会を増やし、観光資源の活用を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 確かに、コロナ禍でなかなか観光が思わしくないということは、私も承知しております。ただ、今後に向けてやっていきたいという思いも感じました。

ただ、私も議員になってまだ1期目なんですけど、先輩議員たちが以前、このような質問をされている資料がありまして、当時、平成21年6月には、当時の原野敏彦議員が岳城に山城を築いてはどうかという質問をされています。

また、平成28年9月には、当時、白水勝元議員が皿山観光、つつじをですね、メインとした観光事業を考えてはどうかというふうにされています。

このように、やはりもうかなり以前より、皿山を中心とした観光を広げてはどうかという提案が過去の議員からもされております。

また今回、私もやっておりますが、その上でですね、先ほども申しましたように、都市計画のプランにおいて、一般住民の方から皿山公園に、例えばキャンプ場を整備したらいいのかとか、あとはアクティビティーなものをつくってはどうかとかというのを提案されています。

関連しまして、私のちょっと私見を述べさせていただきますとですね、お子様から高齢者まで利用できるものとは考えたらですね、私の考える限り、入浴施設がちょっと浮かんできまして、皿山公園の眺望ならですね、例えば露天風呂に入って、福岡市の夜景を見ながらゆっくり疲れが取れるんじゃないかなあとか、勝手なことを思ったんですが。そういう、実現できないかもしれませんが、そんな思いがあって今回、質問いたしました。

また財政厳しいと思いますが、費用についてはですね、寄附等募って、町財政の負担軽減を図ってはと考えます。この件について町長にお伺いしたいのと、もう1点、第六次須恵町総合計画の中で、平成30年には5万2,000人の観光需要を目標値としてされています。令和3年には5万5,000人と、3,000人の増加を目指して計画されております。計画は分かるんですが、実際にどれだけの人が観光に来られたかとかいう、人数をどのようにカウントされるのか、その方法がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

今、皿山公園の観光化してはと、これもう以前からの大命題であるわけですけども、皿山公園というのは、元々が観光地というよりも須恵町の町民の方々が自然に触れ合える、簡単に三、

四十分で登山をした気持ちになれる、岳城まで行ける、眺望もいい。ですから、皿山公園というのは、そういったことも兼ねながらつつじを植えたりとか、いろんなことをやってきたわけですね。その中で、今、おっしゃったように、お二人の議員の中から、議員から観光化したらどうかと。

今回の一般質問の中で書いていらっしゃる観光事業となると、これは非常に大きな問題って言うか、まず、あそこに住んでいらっしゃる住民の方々のコンセンサスを得なければならない。それと併せて、事業となれば、それなりの整備を行政サイドがしていきます。そこには収益性を生んでいかにかんわけです。その収益性を生んだときに、じゃあ、どこが主体となってそれをやっていくのかと。大体、全国の自治体がやった、あのう、どう言いますかね、ランドマーク的な公園とか遊園地というのは、ほとんど失敗しております。なぜかと言うと、行政がやると継続性がないわけですよ。ですから今現在、今年の1月ですか、担当課のほうから皿山公園の、要するに観光化も含めた、要するに地域の方々の方もおいでになりやすいかたちをつくっていきたいということで計画持ってきております。

その中で、私が言ったのが、確かに見た目はいいですよ。でもじゃあ、そこに単なる公園とするのか、観光事業としてやるのかという明確性がなかった。ただあそこのポテンシャル考えると観光事業やってもいいのかなと考えます。ただ、そのためには行政サイドがやるというよりも、あくまでも行政サイドが許認可持っていて、いろんな部分でお手伝いすると、その中に須恵町の商工会、あるいは企業の方々、地域の方々が思いを込めてきちんとした計画をもって、動線をつくって、収益性も見た上で、さっきおっしゃった、どれだけの観光客を呼べば収益性が上がるのか、それがどこに分配されるのか、地域の方々の方もよかった。その中には、要するに、あそこに観光地と言うのであれば土産ももんもないといかんわけ、物産館もつくり直さんといかん。そういうことも全部含めた上で、地域振興課のほうに今年1年間かけて、令和5年度かけてですね、十分協議やれと。その中には、商工会のほうにも話をもちかけたりとか、須恵町の企業の方々、あるいは、まず観光地化しようとしたら飲食、これがないと絶対来ないですよ。そういうことも含めてですね、今、下準備をしているということです。ですから全くやらないということではなくて、やれるのかやれないのか、まず慎重に協議やった上で、それでやれるとなった場合には、予算が伴いますので、令和5年度中になるのか、令和6年度の事業になるのか分かりませんが、その時点で、具体的な計画を説明申し上げた上でですね、再度、関係機関を集めて、どういった財政投資をやって観光化していくのかということを検討していきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 男澤君。

○議員（2番 男澤 一夫） カウントの仕方。

○議長（松山 力弥） そうそう、そうそう。カウントの、5万2,000から5万5,000に増やしたと、それカウントはどうしてやっているのかちゅうこと。

○地域振興課長（平山 幸治） 国か県かで多分GPSとか、携帯の機能の人口の移動とか、そういったことから数字が出ています。うちのほうでアンケートとったとか、そういうことではありません。すみません。

○議長（松山 力弥） 先ほどの3回目に数えませんから、3回目でもいいです。はい、どうぞ。

○議員（2番 男澤 一夫） 申し訳ありません。今、町長から、今、検討しているという答弁いただきました。令和5年度になるべく、早ければいいというものではないと思いますが、須恵町民の方が喜んで、また町外からもたくさん来ていただけるような、皆さんが喜んでもらえるような、そういう観光施設というんですかね、事業というか、おっしゃったように、なるべく経費をかけらずにいいものができるように検討していただきたいし、また私も少しでも参画できればいいのかなと思いますし、ぜひそのものをつくっていただけるような計画を立てていきたいと思えます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。

通告に従い、行政区ミニデイサービスはということで、介護予防などについてお尋ねをいたします。

行政区ミニデイサービスは、要介護認定を受けていない65歳以上を対象に、各区の公民館で行われています。

文化サークル的行事とレクリエーションを基本に健康体操を組み入れて実施されています。手先や体を動かし頭脳も使うので、介護予防やひきこもり防止となり、人と人の関わりが増えることにより、地域活性化となり、さらには医療費・介護費の削減にもつながります。

今年度は参加者を増やし、社会活動の機会を増やす目的で支援を行うため、参加者から負担金はとらず、区への補助金も増額されていました。この支援はコロナ禍での措置で、令和4年度に限り行うため、令和5年度からは参加対象者から負担金を徴収することになり、区への補助金も1回につき2万円から1万円に減額となります。

コロナも5類に分類されることとなり、これから対象者に誘いの声をかけていける社会環境となり、参加者増加につなげる時期が来たのではないかなあとと思いますが、なぜ令和4年度のみしか補助ができないのでしょうか。令和5年度から参加者負担金を徴収することに決めたのでしょうか。せめて二、三年は継続して負担金を徴収せずに、参加者の増加につなげていただき、この事業を介護予防の要として力を入れていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

そこでお尋ねいたします。今年度実施された参加者負担金なし・補助金増額の効果はどうでしたか。

行政区ミニデイサービス支援事業会議での負担金徴収・補助金減額に対する御意見など、どのような反応がありましたか。

二、三年、負担金徴収を見送り、参加者増加につなげるお考えはありませんか。

行政区ミニデイサービスを介護予防の要とは考えていなののでしょうか。もう少し力を入れて取り組んでいってはどうでしょうか。

令和4年3月の町長報告において、校区コミュニティによる地域包括ケアシステムを構築し、介護予防事業を行うと言われていましたが、今後はコミュニティによる介護予防策を要として実施していくのでしょうか。

また、そのほかにも今後、新しい介護予防事業を考えているのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

行政区ミニデイサービスは、町内に居住されてある65歳以上の方を対象に、各行政区公民館などをホームステーションとし、文化サークル的行事とレクリエーションを基本メニューとし、心身共にリフレッシュすることにより、孤独感や疎外感を取り除き、明るい生活環境を提供することを目的として、須恵町社会福祉協議会に委託し、運営している介護予防事業でございます。

事業実施につきましては、各行政区長の皆様や関係者の皆様に御協力をいただいているところでございます。

それでは、質問要旨に沿ってお答えさせていただきます。

1問目の令和4年度は、参加者負担金なし・補助金増額で実施されましたが、参加人数や参加者の反応など効果はありましたかと、2問目の行政区ミニデイサービス支援事業会議において、参加者からの負担金徴収・補助金減額に対する御意見などはありましたかにつきましては、併せてお答えさせていただきます。

昨年の3月議会の町長報告でもございましたが、コロナ禍で閉じこもり傾向にある高齢者を再び社会活動の場に呼び戻すため、令和4年度の行政区ミニデイサービス事業においては、参加者負担金なし・補助金増額の方針で事業を行っております。

その方針により、行政区の皆様が積極的に事業を行っていただきました結果、令和3年度、47回開催、参加者854名に対し、令和4年度、令和5年2月20日現在で113回開催、参加者2,425名となっております、一定の効果はあったと考えております。

その効果もあつてか、行政区ミニデイサービス支援事業会議において、支援を継続してほしいとの声がありました。しかし受益者負担が必要との声も頂いております。

次に、3問目のコロナが5類になり、これからミニデイに参加を誘いやすい社会環境になりますが、せめて二、三年、参加者の負担金徴収を見送り、参加者増加につなげるお考えはありますかについてお答えいたします。

少し受益者負担金の考え方について一度整理いたしますと、受益者が一部の対価を負担することで、行政サービスを利用する方と利用しない方の公平性を保つという考え方になります。利用者が限られた行政サービスについては、その方針に従い、一部受益者負担金を頂いております。

令和4年度につきましては、先ほども述べましたように、高齢者の社会活動への復帰を目的とした特例措置となりますので、コロナも落ち着いた令和5年度からは従来の方針に戻していこうと考えております。

次に、4問目の行政区ミニデイサービスを介護予防の要とは考えていないのですか。もう少し力を入れて取組をしていってはどうでしょうかについてお答えいたします。

当町としては、町主催で行っているわくわくデイサロンを中央型、行政区で行っている行政区ミニデイサービスを地域型として、2本柱で介護予防事業を展開しております。

行政区ミニデイサービスの強化につきましては、平成31年度より、社会福祉協議会に業務委託して以降、運営側の担い手不足を解消するためのレクリエーションインストラクター養成講座の開催と運営に携わるボランティアに配付するボランティア福祉通貨券の利用加盟店を拡充することによるボランティアの方の利便性の向上と行政区からの要望に基づく介護予防メニュー提案等を行い、よりよい行政区ミニデイサービスを目指し、取り組んでいるところでございます。

最後に5問目の、介護予防策を要とした事業をほかに実施していますか。また今後、新しい介護予防事業を考えていますかについてお答えいたします。

先ほども申し述べましたように、町が主催するわくわくデイサロンを毎週水曜日と金曜日に実施しており、社会教育課が実施しているまなびっく講座もメニューによっては介護予防につながると考えております。第三小学校校区ふれあいコミュニティにおいても学びの森、学びの広場で実施されています。また、シニアクラブなどによる自主的な活動への支援も行っております。

今後は、町主体が行う介護予防事業だけでなく、地域や各種団体が行っている活動も介護予防活動につながると考えておりますので、社会福祉協議会と協議し、地域と住民をつなぐ生活支援コーディネーターである社会福祉協議会の職員を中心として、関係団体とも連携を図り、地域の介護予防事業を展開していければと考えております。

今後も、皆様方の御理解と御支援賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。



○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 行政区ミニデイサービス事業は、町長が課長時代に取り組んだ事業で思い入れも深いと思います。私も区長になったばかりのとき、立ち上げに区で取り組んだ事業です。その当時は、負担金なしで始まりました。須恵町において、すごくいい取組が始まったとわくわくして取り組んだものです。高齢者も楽しみに公民館に集まってきました。

あれから22年が経過しています。高齢者は増加しているのに、ミニデイサービス参加者はあまり増えていないように見受けておりました。今年度、4年度ですかね、4年度は負担金なしということで、先ほど、課長から報告がありましたとおり、非常に増加をしたということでございます。

私が公民館に見に行った昨年の4月の時点では、非常に前とあまり変わらない数で寂しいなあと思っておりましたが、今年一年、非常に増加したんだなあということを感じております。そこで今後のミニデイは、どうなっていくのでしょうか。もっと多くの高齢者が公民館に集い、楽しく元気になり、地域の活性化の一助になれるのでしょうか。介護予防の要として、先ほど言われたような地域の活発なミニデイサービスを今後も継続していくために、ぜひ負担金の継続を2、3年は続けていただきたい。コロナ禍が終わりますので、これを機会にもう一步広げていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、地域のほうに先ほど広げていくということを言われましたが、関連ですが、介護予防の一助としてオイコスの2階のホールなどを活用して、いつでも集えるカフェにしたり、高齢者が自分でつくった作品を展示したりする場所の提供なども検討していただけないかと思いますが、そのような新事業はできませんか。

例えば、そこに自分たちでお茶っばとかコーヒーとか持って来て語らいながら飲むと。ただお湯だけを置いてもらえればいいと。カップとかコーヒーとかない方は、そこで10円とか20円とか安い料金で、みんなでお茶でも飲めるような、いつでも誰でも行けるようなカフェがあればと皆さん待望しておられますので、その辺の検討はいかがでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、この行政区ミニデイサービスについて、私が課長時代に始めたということで記憶していただいとってありがとうございます。

今回ですね、なぜ令和4年度の当初予算のときにですね、議会にお諮りして、その前も各行政区の区長さん、ボランティアの方々にもお願いした経緯というのはですね、私、結構、コロナ禍でもいろんなシニアクラブの会員さんとお会いしたりとか、直接お会いしていた。これを無料化してとにかく広げようと思った理由としてですね、非常に顔つきが変わっていらっしやる。もう

極端なことを言うと未来がないような顔をなさっていて、身体的にも背筋が伸びていらっしやっただ方が前かがみになって、もう平松ちゃん、つあらんごたあとかですね、そういったことをおっしゃっていて、その中で、こりゃ何とかせにゃいかんということで、まず、各行政区の区長さん方、ボランティアの方々をお願いしたのが、これ行政区ミニベース、中身は、メニューとしてはミニデイサービスですけども、行政区に入っとるが入っとらんめいが、高齢者クラブに入っとるが入っとらんめいが、とにかく地域の公民館に連れてきて元気つけてくれと。そうしないとこのコロナ、ちょうどですね、昨年こういう話をさせてもらったとき1万5,000人以上、福岡県で。どうなるか分からないという状況の中で、本当に、こう精神的にやられていらっしやっただから行政区の区長さんたちにもお願いして、あくまでもこの行政コミュニティサービスというのは、行政区に加入なさっている人たちに対するメニューなんですね。だから特別枠事業として当時、議会でも、ここに、そのときに町長報告で言った御説明してですね、予算化してもらったときの文面ありますけれども、ちょっと読ませてもらいますね。

コロナが長期化することで、社会活動の機会が大幅に減少し、自宅で過ごす時間が長くなったことで、町民から活力が失われたように感じられ、特に高齢者の方々については、その傾向が顕著であります。

そこで町といたしましては、高齢者の方の社会活動の機会創出のため、現在、行政区で開催しております行政区ミニデイサービスに対する補助金を令和4年度に限り拡充することにより、社会活動の機会を増やす支援を行っていきたくと。併せて、組合非加入者も対象とし、シニアクラブの会員の方々、近所の方もお誘いしてということで、これですね、あくまでも私の中ではコロナの特別対策事業として考えております。

先ほど、担当課長も言いましたように、この行政区コミュニティサービスっていうのは、それこそ何回やっても数限られるわけですね。元々の制度としては、これ行政区ミニデイサービスですから、やはり利益を享受なさる方と享受できない方がいらっしやいますので、その辺りのことで、私が担当課長終わって、もう二十何年経っているわけですけども、その間にやっぱり受益者負担とったほうがいいだろうということで定着しているということです。

先ほど、課長も申しましたように、一部の方からは、やっぱり来るためには幾らか払ったほうがいいと、そうすることで、あんたよかなというような問題もありますので、あくまでもこの1年間は特別対策事業としてやっただと。今後また、令和5年度、これ予算化していますから、その状況を見た上で、皆さんの意見をもう一度聞いてみらんとこれ分からないですよ。あくまでも令和4年度にやった特別対策事業を一つの例として捉えられるとちょっと困ると。これがまたコロナが蔓延していろんなことがあった場合については、行政区ミニデイサービスに限らず、高齢者の方々も公民館に来て、そのときも行政区に入っていらっしやろうが入ってなかろうが、行政

区の区長さんとか役員さん、あるいはボランティアの方々にですね、御協力願ってやっていきたいと考えておる。ですから、あくまでも特別対策事業なんだと。当面は基に戻しますよと、ただそのまんま戻したまんまじゃございませんので、臨機応変にその辺りはやっていきたいと。ただ、今、コロナというのは平穏化、もう大体500人程度で治まっていますから、まして3月ぐらいからですね、マスクも要らないということになってきております。5類に落ちるとなれば、これ日常生活になりますので、それを2、3年続けるという、2、3年という理由が立たないということです。だから、一旦これは議会にお諮りしたとおり1年で終了して、様子を見ながら臨機応変にまた議会にお諮りしながら、当初本会議の冒頭で私が申し上げたように、何かあったときには議員各位の御協力をお願いして臨時議会を開いたりとか、いろんなかたち、間に合わないときについては、議長と相談した上で、専決でやっていくとか、高齢者の見守り活動というのは、これからも注視してやっていきたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） あのを、オイコス。

○町長（平松 秀一） オイコスの活用というのはですね、いい御提案ですので、担当課と管理をお任せしている社会福協議会とお話した上ですね、これいい取組だと思っておりますので、何かあったほうがいいなと思う。いいなと思っただけで答えなくてすみませんでした。私もそう思います。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、縷縷、御説明をいただきまして、公平性という問題とか、たまたまコロナ禍ということの中で、何とか外に高齢者が出ていただきたいということで始められたということは、重々分かりながらも皆さんの声が負担金をとるということで減るんじゃないかなあと。また区のほうの負担金も減るということで、皆さん、少しがっかりされてあったので、その思いを町長のほうに聞いていただきたいということもありまして、今回、質問をさせていただきましたが、区に入っていらっしゃらない方は、やはり公民館へ行くということがハードルが高いというのがありまして、なかなかその辺は難しいのかなと思うので、先ほどのオイコスの提案をさせていただきました。オイコスであれば中央部にもありますし、皆さんが気軽に行けて参加ができると。いつでも行けば開いていて、どなたかがいらっしゃると。自分が作った作品展をいつからいつまであそこでさせてくださいとか、そういうことも対応していただいたり、いろんなことをあの中でやりながら、いつでもあそこに寄れば高齢者がいて、子どもたちも、もしかしたら参加できるかもしれないし、集いの場があればなと思っておりますので、検討していただけるということなので、その辺の検討のほうはお願いをしたいと思います。参加して初めてミニデイも楽しさが分かり、継続して健康でいられると思っております。そしてまた参加したいとの思いにつながりますので、これからは様子を見ながら臨機応変に対応していくということで、今回、残念ながら負担金をとらないことはちょっとできないということになりますが、参加につなげる

入り口が、この間負担金を今年度とらなかったことで、広がってきていると思いますので、それがきっかけづくりになって今後もまた広がっていけばいいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は、感染症に対する教育現場の対応はについてお尋ねをいたします。

コロナ禍になって、社会の流れ、子どもたちの教育環境が大きく変わりました。

学校では臨時休校を余儀なくされ、対面授業ができず、ドリルによる復習、プリントでの学習が続き、子どもたちに対し、学力の低下につながらないように、またカリキュラムの遅れが生じないように、当時は大変苦勞があったことと思います。

今は、学校生活も日常を取り戻しつつあり、政府は、3月にはマスクの着用を室内外問わず義務化しない、個人の判断に委ねるとの見解も出ています。

また、5月には、新型コロナの法律上の位置づけを2類相当から5類に引き下げる方針も示しています。

この冬は、全国的にコロナとインフルエンザの同時流行が懸念され、現在、本町の小中学校での広がりはありませんが、今後も感染症の対応が重要であると考えます。

そこで、感染症に対する教育現場での感染対策、マスク着用についてお聞きします。

先日、感染対策、マスク着用について県のほうにちょっとお聞きしました。

学校に関しては、4月1日以降の新学期に向けて、文部科学省より出される指針を留意事項として示し、中には参考資料を付けて各自治体に通知をする。その後、自治体で検討し、方針を決める流れになっているとのことで、まだ時期が来ていないから検討しても現状のままという話でした。

本町の教育委員会としても定かな通知がないため、回答しづらい点もあるかと思いますが、卒業式も新学期も目前に迫っています。少しでも方向性がお話いただけるようお願いしたいと思います。

1つ目に、小中学校では、コロナやインフルエンザの感染症に対して、どのような感染対策を取られていますか。

2つ目に、マスク着用に関してですが、本町の回覧物で、これまで屋外では、原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりますとの厚生労働省作成の要旨を回覧するようになっています。

今後、学校教育の中で、マスクの着用についてどのような方針を示されるのでしょうか、お願い

します。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） おはようございます。感染症に対する教育現場の対応はについてお答えいたします。

これまで、教育現場では、新型コロナウイルス感染症対策により、多くの対応を余儀なくされました。

学校閉鎖等による学力補償や行事の中止並びに縮小等ありましたが、各学校の工夫やICTの活用により、教育活動の維持に努めてまいりました。

令和5年1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクの着用は行政が一律にルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討すると決定され、厚生労働省からは、令和5年3月13日からマスクの着用は個人の判断が基本となることが示されました。

新型コロナウイルスが5類感染症に引き下げられた場合は、学校運営もコロナ前に戻っていくものと考えていますが、行事等の運営については、今後の国・県の通知等を基に実施してまいります。

それでは、質問要旨に沿って御説明いたします。

1、小中学校では、コロナやインフルエンザの感染症に対して、どのような感染対策をとられていますかについてです。

現在までは、児童生徒の健康管理や教室等の換気及び手指消毒を徹底しております。

また、無光触媒の散布や教員室等にイオンクラスターを設置したり、各学校に1人ずつ消毒作業員を配置するなどの対策をとってまいりました。

5類感染症に引き下げられた以降も、状況を見ながら、うがい、手洗い等の基本的な感染対策については、指導を継続してまいります。

次に、今後、学校教育の中で、マスクの着用について、どのような方針を示されますかについてです。

国・県からの通知により対応してまいります。

現段階では、令和5年度からの学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことが基本となっています。しかし、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望する児童生徒に対しては、配慮する必要があります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） ちょっと私、聞き逃したかもしれませんが、先ほど、感染対策

の中で、換気というのもしゃるんですよ、すみません。

この冬、須恵町の場合、コロナよりインフルエンザのほうが感染する子どもが増えているようで、新型コロナが2類相当から5類相当へ引き下げられ、季節型インフルエンザの位置づけとなったときの感染対策は、先ほどお話されていらしゃったことを当分の間、現状のままです、感染対策を継続されるのが私もいいのではないかというふうに思います。

5類に下げられたあるいは流行りが少なくなっていくと言っても、現状まで対策していたことってというのは、これ非常に、子どもたちを守るという意味では、非常によかったのではないかと思いますので、その範囲の中で継続していくってことは大切なんではないかと私自身も考えるところであります。

すみません、ちょっと換気というのを確認させていただいたんですけども、特に換気に関しては、臨時休校から再開された後、小学校では窓を開けて授業を進めているというふうにも聞いております。

須恵高校では、教室の上にある窓を常に開けられて、気候のいいときは、ほかの窓も開けるといようなことを話されてありました。

この換気ですが、学校内の換気、学校内、教室とか職員室、先ほどイオンクラスターとか、そういうものを使っていらしゃるというふうに回答がありましたけれども、この換気に関してですね、学校内での換気は、どのような状況で使われているのか、例えば、どういうタイミングで窓を開けるとか、どれぐらいの時間、換気をしているってということがちょっと具体的に分かるようであれば、ちょっとお聞きしたいというのが1点と、マスクに関してですけども、義務化せず個人の判断にということ、個人の判断に委ねると。子どもたちに委ねるといわけには、なかなかいかないと思います。またそれを保護者のほうに丸投げするということも、マスクを着用する、しないということ、差別あるいは、いじめにつながることも言えません。

感染は、滞在時間の長さ、いわゆる時間と発話状態、それと密になるということ、複合的に考える必要があり、今は感染予防のため、マスクの必要が高まっていた時期と異なり、ワクチン接種が進み、ハイリスクのある方以外は、それほど心配な病気ではなく、適正な換気を行えばマスクがなくても感染のリスクが低いことが分かったと、これは長崎大学の森内教授が報道の中で話されたことを耳にしたわけなんですけども。

今の子ども、3年生ぐらいは、小学校に入学以来、ずっとマスクを着用している生活が続いていると思います。先ほど、子どもによっては、それを、マスクを外すことを進めるということですけども、そういう指針を出して通知していただかないと、まだまだ登下校中もマスクをしている状況を見ますし、当然、体育の授業とかはマスクを外されていると思うんですけども、きちっとしたかたちでその辺を出していただきたいと思います。

もっと周知をしていただければいいのではないかなと思いますので、先ほどの換気のことに関してとこれを周知をしていただけるものかを再度お聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 御質問ありがとうございます。学校での換気の実態ということですが、コロナが蔓延している期間ですね、ずっと教室の両方を、少し開けて風が通るようにというような換気については、徹底をするように指示しております。

また、それは現在でもですね、そのような状況でやっているというふうに思っています。空調等の効きはかなり悪くなりますけども、感染のほうが重要だということで、そのような形で対応しております。

また、マスクにつきましては、成長発達段階においてマスクを着けたままコミュニケーションをとるといったことのリスクも非常にたくさん言われております。

卒業するまで子どもたちの顔が分からなかったとかですね、数年先に会ったときに、成人式に会ったときに顔が分からないとかですね、こういうことも心配されております。ですので、マスクの有効性についてはですね、アドバイザーレポートの中ですね、1週間当たりのリスクを0.84倍に低下させるとかですね、というような数字が出ておりますけども、私どもの通知等では、基本的には着用を求めないと、外しなさいという、指導しなさいということは言っていないです。求めないということを言っているだけで、学校のほうで着けなさい、外しなさいというように強制的にするような指導は行わないということ。ただ、マスクをすることによって、呼吸が荒くなるとかということについては健康上問題がありますので、体育の授業等についてはですね、外しなさいという指導、それから熱中症との問題もありますので、そういったときに外しなさいという指導は行いますけれども、基本的には強制するようなことはしないというかたちで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） よろしいですか。

○議員（6番 川口 満浩） 教室とか職員室とか、その他の部屋のところを。

○議長（松山 力弥） ちょっとお、質疑、手を挙げてください。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほどの質問の中でですね、学校内の換気で教室、職員室とか、どいうタイミングで窓を開けてとか、どれぐらいの時間開けるとかっていうことをお尋ねしましたけど。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） 先ほど申しました。常時開けておるということで指導しております。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 最後の質問になりますけども、くどくちょっと換気のことを聞いてあれなんですけども、感染対策の中で換気は重要で、飲食店辺りは特に重要視していると思われます。イオンクラスターを使っているとかいうことなんですけども、それと学校内、教室なんかは対角線上の窓を開けて、それから空気の入替えを行う。それでも十分な対応が行われているというふうなこともちょっと耳にはしております。ただ、空気の流れ、循環をよくするためには、イオンクラスターでもいいんでしょうけども、例えば扇風機、扇風機を一部使っているところもあるような話もあります。サーキュレーターなどを使用して教室内の循環をさせるということがあってもいいのかなと思います。熱いとき、寒いとき、窓を開ける、閉めるっていうことができないわけじゃないんでしょうけども、それを短くするっていうことの必要性もそこに出てくるかと思えますので、そういうサーキュレーター、そういったものを使用されてはいかがでしょうか。

あともう1つちょっと、窓を開けた際なんですけども、小学校の場合、夜遅くまで開けるってことはないでしょうけど、それと昼間は、夏場に虫などが入ってくるということは、なかなか考えられないかもしれないんですけども、虫対策、そういったものを含めて、窓を開ける場所に網戸あたりを設置されはいかがかなと思うんですけども、今のサーキュレーターを使う、あるいは網戸を設置するっていうことをちょっとお考えいただければと思います。

○議長（松山 力弥） 猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） コロナ前もそうですけれども、例えばインフルエンザが流行っていた時期については、休み時間に窓を全開してですね、空気を全部入れ替えましようとか、そういったことを昔からよくやってきておりました。ですから、そういった取組については、これからも続けていくというふうに思っています。

また、サーキュレーター等、また予算が絡んでくることですので、これまた検討させていただきますし、また網戸についても検討させていただくことになるかと思えますけども。

換気については、御心配ないように、しっかりとするように学校のほうには指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 十分にその辺、検討していただいてですね、対応していただきたいと思えます。資金がかかることですから、今すぐというわけにもいかないかもしれませんが、できるだけ早いほうがいいのかなと思いますし、長い目で見れば、網戸の必要性というのも出てくるのではないかと思います。それと、その感染症に関しても空気を循環させる、これも必要なことではあるかと思えます。

今後も新たな変異株が生まれるなど、ウイルスと向き合った生活になっていくのではないでし



ようか。それだけに、子どもたちが教育を受ける環境づくりは、常に求められていると思います。

感染対策に関しては、緩和されてもまだまだ対策が必要であると考えますし、マスク着用に関しても、マスクの着用で先生の表情、子どもたちの表情が分かりにくく、表情を見てコミュニケーションをとることは先生にとっても、子どもたちにとっても非常に大切であると思います。

今後、先生、子どもたちのことを最優先に考え、迅速な対応をとっていただき、子どもたちに戸惑いがないようお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時55分休憩

-----  
午前10時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。通告に従い、質問させていただきます。

今回は、带状疱疹ワクチンの助成を問うものと、自転車事故防止の方策についての2問でございます。

1問目、带状疱疹について伺います。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起きる皮膚の感染症で、その原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうが治った後も神経の中にウイルスが潜伏し続け、加齢や免疫の低下により発症します。

人から人に移って発症するというものではありません。また、命に関わる病気というよりも、大変痛みが伴い、生活の質が落ちるといふものでございます。

国立感染症研究所によると、50歳以上で感染リスクが上昇し、70歳以上でピークに達する。そして80歳までに日本人の3人に1人が感染するということだそうでございます。つまり、この議場にいる皆さん、ほぼ50歳以上でございます。50歳以上で感染が拡大するわけで、3人に1人ということは、議員で言いますと、大体この辺はかかるということでございますし、執行部の皆さんも3列でございますので、大体1列分が感染するわけでございます。ただし、コロナのように、どんどん感染するわけではなく、80歳までに3人に1人ですから、マイルドに誰かが

かかっていくと、そういうふうを考えてよろしいのではないかと思っております。嫌なものでございますし、この嫌だなという気持ちを共有することから話を進めてまいりたい。そう思っています。

带状疱疹の特徴として、初めはひりひり、ちくちくといった皮膚の痛み、その後、水膨れを伴う赤い発疹が帯状に広がる。带状疱疹と言われるゆえんでございます。

眠れなくなるほどの激しい痛みを伴うことも少なくないと。腕や胸、背中など、上半身に発症することが多く、顔や首などに症状が出ることもございます。

治療には、抗ウイルス薬を用いますが、これ痛みのみならず、後遺症また合併症もあるという大変厄介な病気です。

今、ワクチンの効能も上がっておりまして、このワクチンの接種により、かかっても軽症で済み、後遺症の予防になるとされています。

带状疱疹ワクチン接種を啓発し、費用を助成することで町民の生活の質を向上できると思っておりますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

質問の要旨を各項目についてお尋ねします。

- 1つ、1、带状疱疹について、町内の罹患者の数を教えてください。
- 2、ワクチンの効果等についての認識は、いかがでしょうか。
- 3、対策の必要は感じているでしょうか。
- 4、ワクチン接種費用の助成については、お考えでしょうか。

よろしく願いいたします。

2問目でございます。

自転車事故を防ぐにはということです。

町内の何か所かの地域で、自転車事故を心配する声が多く聞かれます。車相手ではなく、自転車と歩行者の接触事故またその心配の声でございます。

私も何とかしてくれと言われましたが、私一人じゃあ、しょい込み切れないお話でございます。周知に委ねる気持ちも込めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。車との自転車ですね、自転車と車との事故も憂慮すべきでございますが、今回、歩行者保護の観点から問わせていただきます。

自転車は、車に対すると弱者ですが、生身の歩行者に対しては、金属の自転車は、なかなか危険な存在です。また機敏に動けない人ほど、怖さを感じるものでございます。歩道では、高齢者などは同じ方向によけようとしています。そしてまた、歩行者の後ろから自転車が狭い隙間を抜けようとする。往々にして、こういうときに接触が起こり、重大事故を引き起こすことも考えられます。そして、運転者自身も時に無事では済みません。一度事故が起こると、双方にとって悲劇で

ございます。そして、自転車と歩行者の最大の接点は歩道です。道路交通法では、自転車は軽車両に当たり、車両を走らなければなりません。しかしながら、同法6条、3条の4には、例外も規定されております。しかしながら、例外の規定から逸脱した走行が多数見受けられるものです。運転者の気持ちになって考えますと、やはり車道を走るよりも歩道が安全ということで走っているのだらうと思われまます。そして運転技術にも個人差があります。子どもであったり、大人であったり、また高齢者の方で自転車に乗ってある方いらっしゃいます。達者な人と弱い人という区分になるかと思いますが、そういうのを考えますと、歩道走行は違反だからと、厳格な法運用を求めるのは心情的に忍びないものを感じるわけです。そして歩道の狭いところが特に危険だと思われまます。また脇道との接続による、そこで歩道の切れ目がございます。そこで様々な接点が生まれままして、危険箇所と言えらと思われまますし、横断歩道なども危険箇所と思われまます。そしてそれが常に常時危険というわけではなく、特定の時間帯ですら、自転車、歩行者が多く歩いたり、走ったりする特定の時間帯、通勤・通学時が特に危険だなというふうに指摘されるわけです。そこで自転車事故を防ぐために、何か行政としての対策はないものかと伺いたらと思われまます。

ここも質問の要旨に従いまして、1、自転車がスピードを出して歩道を走っている実態は把握しているでしょうか。

このスピードに対して、私、言葉足ららと思われまます。本当に猛スピードというわけではなく、いわゆる歩道を走るには徐行でなければいけないと。そうではなく普通にすらすらと走っている状態と理解していただきたいと思われまます。

そして、2、自転車と歩行者の接触事故はどのくらい把握していららっしゃいますでしょうか。

そして、3、対策はどのようにお考えでしょうか。

4、事故を減らすに当たり、特に目標は設定されているでしょうか。

以上、宜しくお願いたらと思われまます。

○議長（松山 力弥） 1問目に対しての答弁を求めまます。舛本健康増進課長。

○健康増進課長（舛本 直明） おはようございまます。それでは、帯状疱疹ワクチン助成はについて質問要旨に沿って回答いたらしまます。

1、帯状疱疹について町内の罹患者の数（推定値可）を教えてくださいについてですが、帯状疱疹は、感染症法に基づく施策として位置づけられた感染症発生動向調査の対象疾患ではないため、罹患者の数は把握できていまません。また、福岡県独自の調査はなく、須恵町の罹患者の数（推定値）についても把握できていまない状況ございまます。

2、ワクチンの効果等についての認識は、いかがでしょうかについてございまますが、現在、接種できるワクチンは、平成28年3月に、国内製の水痘ワクチンが50歳以上の方に対して帯

状疱疹予防の効能が追加された生ワクチンと、平成30年3月に、海外製のワクチンが製造販売・承認取得され、令和2年から接種が開始となった不活化ワクチンの2種類で、どちらも任意の接種となっております。

どちらのワクチンにおいても、発症率を低減させ、重症化を防ぎ、後遺症を予防する効果が期待されると認識しております。

3、対策の必要は感じているでしょうかについてでございますが、带状疱疹は加齢、疲労、ストレスなどで免疫力が下がってくるとなりやすい疾患です。水ぼうそうにかかったことがある人は既に水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、長引くコロナ禍によって、不安や心身のストレス等により、免疫力の低下から带状疱疹の発症リスクは高くなっていると思われれます。

町民に対して、带状疱疹に対する正確な情報や、予防や治療について、ホームページ等を活用し、啓発の必要があると考えます。

4、ワクチン接種の費用の助成については、お考えでしょうかについてでございます。

国は、带状疱疹ワクチンの定期接種化について検討しており、現在、継続審議中でございます。令和4年12月には、福岡県議会から带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書が国へ提出されております。

令和4年度現在、福岡県内で助成を実施している市町村は、太宰府市の1自治体と把握しております。

このような状況から、須恵町独自の助成については、国や県、近隣市町村の動向を踏まえながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、2問目について。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 自転車事故を防ぐにはという御質問でございます。

近年、自転車の無謀運転による交通事故が社会問題化しており、自転車保険加入の努力義務化に続いて、本年4月からは自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます。

御承知のとおり、自転車は道路交通法上の軽車両に該当し、車両、車道走行が原則です。歩道は走行できません。歩道を走行できるのは、道路標識等で指定された場合、運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合、車道または交通の状況から見てやむを得ない場合のみでございます。

もし、違反した場合は、通行区分、車両と歩道の通行区分違反で3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が課せられます。また、法の例外規定で歩道を走行する場合も、車道寄りの部分を徐行しなければなりませんし、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止をしなければなり

ません。

これらの法の規定を加味しながら議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、自転車がスピードを出して歩道を走っている実態は把握しているでしょうかの問いでございますが、個々具体的な把握はしておりませんが、須恵町においても自転車が歩道を走行するなどの通行区分違反が日常的であるのではというふうに認識はしております。

次に、自転車と歩行者の接触事故はどれくらい把握しているでしょうかの問いでございますが、町では具体的な把握はしておりません。福岡県警の自転車関連の人身事故統計によりますと、令和5年1月末現在、粕屋警察署管内12件（うち須恵町は0件）、令和4年、粕屋警察署管内192件（うち須恵町は15件）、令和3年、粕屋警察署管内191件（うち須恵町では6件）、令和2年、粕屋警察署管内179件（うち須恵町では9件）となっております。県警の統計は、第1当事者または第2当事者が自転車の場合の数となっております。自転車対歩行者も統計数に含まれておりますので、参考値として御理解をお願いしたいと思います。

次に、対策はどのようにお考えでしょうかの問いでございますが、自転車教室や年4回の交通安全運動等に際して、警察等の関係機関と連携して啓発活動を実施しております。

自転車と歩行者の交通事故を含め、交通事故対策は、道路環境の整備、交通安全教育、交通指導取締りなどを総合的に進めていく必要があります。

また、福岡県都市圏に属する須恵町内では、他市町村からの通過車両も多く、今後も関係機関と連携して交通事故対策を推進していくことが重要だと考えております。

急を要する個々な具体的な案件があれば、気を失せず警察へ指導取締りを要請、要望をいたします。

事故を減らすに当たり、特に目標設定はされているでしょうかの問いでございますが、具体的な数値目標は、設定はしておりません。

福岡県警や粕屋警察署の活動方針に沿うかたちになるとは思いますが、悲惨な交通事故が1件も減るように各種活動を推進していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁承りました。

まず带状疱疹からですが、統計がないので把握していないということでございますが、まあそうだろうと思っております。だから国立感染症研究所の推計値しかないわけですね。実際、体感的に言うと、かかっている方、結構いらっしゃいますよね。この中で既にかかっている方も、もしかしたらいらっしゃるんじゃないかなと思うわけです。身近な方で罹患しているという方もおられるのではないかなと思うわけです。そういう意味で、3月1日付の須恵町の年齢別人口集計

表が出ておりましたので、ちょうどいいなと思って私も国立感染症じゃないですけど、独自に雑な計算をさせてもらいました。

須恵町の人口が2万9,336人。だから先行事例、要するにやっている自治体が50歳以上からワクチン接種というかたちで規定しておりますので。そこに倣えば、51歳以上、そして80歳までに3分の1ということですから、統計資料に基づいて79歳までとして1万127人でございます。これが3分の1の方がかかるとしたら、3,375人。雑な考えで申し訳ないです。10分の1が接種を希望すると仮定すれば、太宰府並みに1万円の助成として助成額が330万円から340万円ぐらいかなあと。5,000円の助成だとさらにその半分になります。周辺にいろいろ費用が若干、発生しますね、郵送料とか、印刷料とか、そういったのも含めても、金額だけで言うとそうできない事業ではないと。あとどう考えるかという問題になろうかと思っておるわけです。少額の助成でもですね、予防に有因することは十分できますし、実際、予防して何と申し上げますか、かからない方が、带状疱疹、避けることができれば、それは大変喜ばしいことだろうと私は思うわけです。そういった意味で、先行事例としては、今、太宰府のことですね、福岡では太宰府だけとおっしゃっておられましたが、確かにそのとおりで、太宰府は後先になりますけど、令和4年の4月1日から令和5年3月31日の期間でなっておりますので、もうすぐ終わるわけです。1年間の事業だそうで、助成額1万円ということですね。だから、これは思い切りやってみようということで、話を聞いたわけでありませんが、そういう期間限定の事業だったのかなあと思うわけです。

東京の文京区では、令和元年の10月から助成しておりまして、65歳以上の区民と絞っております。指定医療機関で生ワクチン、さっき言われました、2種類あるうちの1つでございますが、負担額は4,000円と。そして令和3年度までに1,000人以上が接種しておりまして、来年度、令和5年度からは対象者を50歳以上に拡大すると。生ワクチンのみならず、不活化ワクチンも、こっちのほうが効くんです。その代わり高いんですね。不活化ワクチンも助成対象に加えると、区民の関心が大変高く、電話がかなりかかっているということでございますが、東京都自体が令和5年度予算にワクチンの助成が計上されているということで、東京とか全自治体が助成される運びになるであろうというふうに思うものです。

東京が先行している、そして、あとはまあ、各県で先進的な自治体がやっぱり1つか2つ、もしくはもっと多いところもあるかもしれませんが、あまりやっぱり進んでいないわけですね。そして県議会とか、そういった県議会が意見書を国に出して助成を強く求めるというかたちで進めておりまして、福岡県も例外ではなく、12月議会で意見書を提出しているということでございます。そういった中で、須恵町、どうかなあとと思って私も質問させていただきましたが、こういった部分を踏まえまして、この厄介な病気が防げるなら越したことはない。通常、完治まで三、

四週間と言われております。これがインフルエンザは1週間ですね。比べるのはちょっとよくな  
いかなと思うんですけど、コロナも大体2週間ぐらい。今はもっと短くなってはいますが、これ  
結構、だから3、4週間、痛みに苦しむというのは、なかなかつらい病気なわけで、しかも後遺  
症が残ればさらに長い期間苦しいという、そういうものでございます。

ほっといても治るとかいう記載も、いろんなページを見るとございましたが、大体、ほったら  
かしにすると後遺症に苦しむ確率が高くなるということで、やはりかかれば治療をする、そして  
できれば、かかる前に予防接種、ワクチン打ったほうがいろんな意味で安くつくのではないかと  
いうふうにも思うわけです。まあ、安くつくというのも、これも計算でいろいろこう変わってき  
ますんで、私の私見ではございますが。

50歳以上は働き盛りで、60代もまだまだ元気で働けますので、個人の生活も守り、それに  
応じて社会の富も守れるということで、ここが担当課は考えていないということですが、町長の、  
いろいろ政治判断も含めた御見解を伺いたいと思うものです。

そして自転車ですね、自転車。これはもう私、どうしたものかと思ひまして、こっちか、お疲  
れさまです。いろいろ答弁聞いて困っているなどと思ひますが、そうでしょう。これは難しいです  
ね。マナーに係る問題が最大ではないかと。物理的にはなかなかこう、停めにくいものがありま  
すね。いろいろ意見を聞いたんです、皆さんの声でここにポールを付けてくださいとか、いやい  
や、それは駄目でしょうと、車椅子が通れなくなりますと。

あとペイントと。歩道にペイントしたらどうかと、みんないろいろ考えているんですね。いや、  
大ペイントしたらここは道路交通法上、歩道は自転車通っちゃ駄目なのに、通るのを容認したか  
のようになるのもこれはよくないだろうと。そういったこともありまして、ただいまの課長の御  
答弁ですね、警察と啓発みたいな話でございましたが、そこに集約されるのかなあと、同感とい  
うわけじゃないんですけど、なかなか解決策が見つからないなというふうに考えているわけでご  
ざいます。私が視察しておりました思ったのはですね、その井尻線ですね、須恵高校の生徒が  
電車通学の場合、集団であそこ、歩道を通りますんで、あれはやっぱり集団で通ると自転車、車  
道に逃げるか、降りるかするわけですね。そういう意味で言うと、数の力というものをを見てい  
て感じるわけです。だから、何て言うか、こう原始的な弱肉強食みたいなですね、路上でそうい  
うことが起こっているなというものを感じた次第であります。解決につながるような発見でも何  
でもないんですけど、なかなか難しい問題だなあとということで、これもまた町長のほうからの見  
解を伺えればと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず1問目の帯状疱疹については、もうおっしゃるとおり、太宰府しかや  
っていないと。この問題を単独の町で仮に助成やるとするとですね、なかなか難しい。この問題、

恐らくいずれ出てくるんだろうなあと思っているんですけども、やるとすればですね、このコロナを通してでも特にクローズアップされたんですけども、やはり糟屋地区の医師会と連携をとって、やるのであれば糟屋地区全部で、市町長協議会が協議やって、医師会とやって、でやるというのが一番いいと思います。単独の町でやるとですね、なかなか難しい、これは。今回、上げていないんですけども、同じ論法でいくのが子ども医療の関係ですね、これも医師会の承諾なくしては受け付けてくれません。ですから、これも本来であれば早めにやりたかったんですけども、令和5年度中にですね、この件については、もう具体的に町長会のほうで、今現在子ども医療については動いていると。来年度、できればやりたいなあという、同じ手法でしか方法がないのかなあと思っています。やれないというのではなくて、その機運が盛り上がったときに1市7町の首長さんが同意して、担当課辺りが全国的なデータ見てですね、幾らの補助金やるんだと。じゃあ、糟屋郡ではどうするんですかと、糟屋地区では。町長会で協議やって、それを医師会に持って行ってやってもらえませんかという運びが一番スムーズなのかなと思っています。ですが、これやらないというんじゃなくて、まだやれる機運にないということでございます。

そして、自転車のことですけども、これも議員がおっしゃるように、答えようがないというのが正直な気持ちです。

1問目についても、2問目についても、担当課長が言った通りでございますけども、じゃあ、町として何ができるんだと考えたときに、町の広報紙に自転車持っていらっしゃる方のマナー守りましょうよというような、特別な欄設けて広報紙を通してやると。これ今現在、LINEのほうでも広報、須恵町のトップページに見れますので、そういったこともやりたいなど。

もう1つは、やっぱり、もしやるとすればですよ、担当課とも協議せんといかんかもしれんですけど、期間決めて各駅でキャンペーンやるとかですね、この程度しかないと思います。それを毎年、繰り返すとかですね、そういったことになってくるのかなあと思います。この2問とも非常に答えにくい質問だということで、今のが私の考えでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） どうもすいません。帯状疱疹に関しましては、数年前ですけど、私の母がかかりましてですね、やっぱり1か月なんですよ、これがもうね、痛い痛いと言いうもんですから。と言っても魔法があるわけじゃなく、治療をしてやっぱり1か月ぐらい我慢したら治って、今は何ともないんですけどね、やはりそういうのを見ると、これはつらい病気だよなって。ちょっと私情の混じる動機でございますが、ただ、同じ痛みをですね、私も嫌ですし、多分、皆さんも嫌だと。そして町民も等しくやっぱり防げるものなら防いでいきたいというところだと思いますし、ただいま答弁にもございましたように、医師会通じて、機運が盛り上がった



ら進めていきたい。そして今、各議会のほうで、県議会ですね、各県議会のほうで意見書を国のほうに申し入れているところでもございますから、また国のほうもそういうかたちでこれは進めていく時期じゃないかと、もうコロナも落ち着きを見せている部分でもございますし、また1つの感染症に対するアクションということで、こういう動きが起こってきたらまた須恵町でも前進できるじゃないかなと。そういう期待を持っております。

自転車事故もですね、町長、おっしゃいました。この期間決めたのキャンペーンなんていうのは、いい発想だと思います。こういったのをですね、まあもちろん、調査も何もなく、当てどもなくキャンペーンをするわけにもいかないんで、しっかりどういったところが危険箇所、どういったところでやっていけばいいのかなっていうのを精査した上でですね、できれば進めていきたい。マナー向上のまちというのも大事な視点じゃないかなと思っております。そういったことで、様々に期待を膨らませて今後の対応を待ちたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） 7番、百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 7番議員、百田輝子です。通告に従いまして、認知症患者に対する支援についてお伺いしたいと思います。

厚生労働省によりますと、我が国の認知症患者の数は、2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。認知症の人が単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備を行っていくことが求められています。

年を重ねても、認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域や自宅で暮らしたいと願うところです。

いままでも認知症対策については、一般質問で何人かの同僚議員からも出ておりましたけれども、現在においても、将来においても、須恵町の最重要課題の1つであると思っています。

私自身が初めて認知症についての知識を頂いたのが2015年、ニューライフ須恵主催の認知症在宅ケアシンポジウムがアザレアホールで開催された時のことでした。今は亡き母ですが、そのとき、その参加した後に、母は、もしかして認知症ではないかと思いました。私の主人の母になりますけれども、同じ敷地内で別の家に住んでおり、1人で生活できておりましたので、気を付けてはいたものの、母が日中洗濯場で倒れ、救急車で運ばれ、そして一晩で、病院で、一晩で一気に認知が進み、それ以降は病院を退院して、施設入所して生涯を終えました。

何の知識もない私、何の手立てもしないままの自分には、後悔しかありませんでした。私が認知症についてもっと勉強していれば、母の認知症が先に進まず、元気で自宅で過ごせたかもしれません。

また、認知症のように、普段の生活に支障をきたすほどではありませんが、記憶などの能力が低下し、正常とも認知症とも言えない状態のことを軽度認知障害、MC I と言うんだそうです。MC I の方の約半数は、5年以内に認知症に移行すると言われておりまして、まさしく母の症状でした。MC I について調べますと、MC I の方のうち全てが認知症になるわけではありませんが、この段階から運動などの予防的活動を開始することで、認知症の進行を遅らせることが期待されています。認知症ではなさそうだと思っても、以前より、物忘れが増えている。物忘れの程度がほかの同年齢の人に比べてやや強いと感じたら、念のために専門医を受診することも早期発見、早期対応につながると書かれていました。

そこで質問ですが、須恵町内には、潜在的な人も含め、認知症患者が何名程度おられると把握していますか。正確に把握している患者数と潜在的におられると想定されている患者数。

そして令和4年度の認知症サポーター養成講座。こちらの開場回数と参加人数。

そして潜在的な患者を含め今後、間違いなく増加していく認知症患者対策について、須恵町は現在、どのように取り組んでいて、今後、どのように取り組みを進めていくのかお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

認知症は、脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態を言い、誰もがなり得る病気だと考えられております。

今後、増加すると予想されており、一人一人が認知症についての知識を深め、予防していくことと周りの方の理解も大切だと考えております。

それでは、質問要旨に沿ってお答えさせていただきます。

1 問目の、須恵町内には潜在的な人も含め、認知症患者が何名程度おられると把握されていますか。また、把握している患者数と潜在的におられると想定されている患者数をお答えくださいについてお答えいたします。

須恵町としては、潜在的な方も含め、認知症患者の人数の把握はできませんが、介護保険の申請をしている方で、認知症もしくは認知症疑いがある方は、令和5年2月現在で500名程度いると思われ、介護保険認定申請を行っていない方を含めると一定数の方がいると考えております。

次に、2 問目の令和4年度の認知症サポーター養成講座の開催回数と参加人数についてお答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、平成24年度より事業を開始し、令和4年度は2回開催しており、参加人数は19人となっております。事業開始からは1,156人の方が受講されております。

最後に3 問目の潜在的な患者を含め、今後、間違いなく増加していく認知症患者対策について、

須恵町は現在どのように取り組んでいて、今後どのように取組を強めていくのかお尋ねしますについてお答えいたします。

当町の現在の認知症施策としては、須恵町地域包括センターに認知症地域支援推進員を配置して、相談窓口としての相談・支援業務をはじめ、認知症の理解を広め、認知症の方とその家族を支え、支援の輪を広げる認知症サポーター養成講座の開催と認知症になっても安心して須恵町に住み続けられるように、認知症に関わる医療や介護サービスをまとめた冊子である認知症ケアパスの発行と認知症の疑いや既に認知症の方で、治療を中断していたり、認知症の進行具合が早く苦慮している方に対し、医療・介護・福祉の専門職でチームを結成し、支援をする認知症初期集中支援チーム事業と認知症で徘徊の恐れがある高齢者については、登録することで行方不明になった際に、協力サポーターに徘徊高齢者情報をメール配信し、捜索の協力を依頼する認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業に取り組んでおります。

今後の認知症施策としましては、皆様に認知症への理解を広めていただくとともに、認知症の方とその御家族を支援するため、現在行っております事業の継続に努めるとともに、認知症を未然に予防することが重要であると考えております。

現在も行っております介護予防事業わくわくデイサロンの受講者への10分間の簡単な脳トレやタブレットを使用した脳トレを継続し、未だ医学的に解明されていない認知症を防ぐことは難しいと思われませんが、新しい情報を取り入れながら対応してまいりたいと思っております。

今後も認知症予防と認知症ケアの両輪にて事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今、御答弁いただきました行政として、大体把握されている患者数だけでも、須恵町で約500名ぐらいということと、それから、サポーター、認知症サポーター養成講座を受けられた方もかなり増えているということでした。4年度で2回、これはコロナの影響があったので、かなり少ないのではないかと思います。私も機会がありましたので、須恵町商工会のほうから案内がありまして受けてまいりました。とてもよかったと思っております。

今後の認知症患者対策について、そういった地域推進室があるであるとか、それから、タブレットとか、そういうこともお伺いしましたが、これからもですね、自分も、私は今、64歳なつたんですが、65歳以上が認知症になる確率が上がるというふうに、調べればやはり、もう他人ごとではないと。もう母がいない、次は私とあと74歳になる主人、主人が先に認知症になるのかなと思うと、やっぱり1日でも、そういった認知症にはなってほしくないという思いが自分の身に降りかかっている今です。

今後は担当課としては、とても、今もそういったことを考えてやっていってくださっている中

ですが、コロナももうかなり落ち着いてきたので、自治会単位で講座とか、町の取組の説明会を行うべきだと考えております。そのことによって、地域で支える介護体制の構築がもっと今よりもできると思います。そして本日、資料としてお配りしておりますけれども、大牟田市の例で、徘徊模擬訓練をされております。当然、職員だけでなく、町民の皆さんや介護施設の職員の方々の強力も得て、須恵町でも年に1回でもいいので、ぜひ徘徊模擬訓練を計画してほしいと思います。

町民を巻き込んだ創意工夫した取組を行うことが、町民の皆さんの中で、理解が広がっていくと思います。その実施についてのお考えについてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 重要な質問をしていただいております。

先ほど、担当課のほうから縷々を申し上げましたように、今現在考えられるもの、国とか県から言ってくる分、糟屋地区の課長会で話した中身のできる部分について、担当課とそれと社会福祉協議会と、それと民生委員会も含めてですね、実施しております。今現在できていることは、そのことなんだろうなあと考えております。

認知症、昔、ぼけて言いよったですね。これについては、私、昭和52年に役場入って、昭和53年から8年間、福祉課にいたんですよね、このとき、60歳の敬老祝賀会っていうのをあおば会館ではなくて、元恵山閣があった上に、老人の施設があって、そこでやっていたんですよ。そのときに、担当課の我々、若手が各地域に行ってお迎えして、その場所まで連れて行って、大体60人ぐらいしか該当者いなかったんです。ところが手を引かんといかんぐらいに60歳というのは機能低下していた。今、私、68です。ぴんぴんしております。認知症になる人も含めて、要するに寿命が延びている。その中で、昔、クローズアップされていなかった、たまにはぼけとかたちの方がいらっしゃったにしても、そんな顕在化していなかった。要するに、肉体年齢が若返ったことによって、内臓とかですね、脳の機能低下とアンバランスが生じてこの認知症が出てきているんだろうと思います。ですから、担当課長が言った内容で、今現在進めておりますけれども、私自身もここで近い将来、やらんといかんなあとと思うのが、須恵町の場合は幸いにも、老人系の専門の100床以上抱える医療機関が2つあります。ここの持っていらっしゃる技術とか、いろんなもの、すばらしいものがあります。特に、行政サイドと友好関係にありますので、そのあたりの意見も伺えるような、今ではなくて将来に向かってこうなっていくだろうと、それに対してこういう準備やった方がいいよというようなことは、担当課通して各医療機関の先生方ともお話をし、長期的な支援立てた上でやっていきたいなと思っております。

それと、具体的な、何やっているかと。私、町長になってから、厚生労働省、老健局、介護保険課のほうに女性職員を2年間ずつ派遣しております。そうすることによって、専門性を高めて、

その派遣した女性職員が福祉課に戻ってくると。一番最新の情報、一番技術的にもこうだろうという情報を持って帰ってくると。そういったかたちで、介護に関しては、私自身も非常にこう思っていて、今、3人目を出しています。そういったことで、福祉課のほうにはかなり負荷かけているんですけども、要するに、専門、介護に関してもそうですけども、職員として、公務員として、それに専門的な能力を持った人間をつくっていかないと医療機関とのやりとりやっけていても、単なる事務員じゃ無理なんです。特に、派遣した職員というのは、帰ってきて厚生労働省とネットワークある。そこにいろんなところから来ている職員もいます。そういうことのネットワークの中で、いろんなこと情報を集めながら、須恵町の介護事業に対して生かしていけると思っておりますので、トータル的には、担当課長が言った中身が実務としてやっていますけども、将来を見据えてはですね、今言った2つのことを準備をやっているということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 百田輝子君。

○議員（7番 百田 輝子） 今、町長のほうから御答弁いただきまして、ただ、よく分かりました。ただ、やはり、徘徊模擬訓練につきましては、将来、一つ一つそういった助成を受けた中でやっていくということが実現できますことを期待しております。

最後に、学校教育においても、人権教育の重要な課題の1つだと考えておりますので、ぜひ、認知症についての正しい理解をまず、先生方にも知っていただくように研修を行ったり、町内の小中学校において、認知症サポーター養成講座を持っていただきたい。中学校においては、福祉教育の一環として取り組んでいただきたいとのお願いと須恵町において、子どもたちから高齢者まで、認知症に対する正しい理解を広げ、認知症患者や家族を支える地域づくりが大きく進むことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本会議終了後、11時10より、全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、3月16日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時56分散会

---